

附則（2025 年 12 月 9 日改定）

【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条 （リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置）

会員規約の変更の効力が発生する日（以下「効力発生日」といいます。）より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約（以下「変更後規約」といいます。）第 58 条に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条 （ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置）

変更前の会員規約（以下「旧規約」といいます。）に定めるところに従い入会した本人会員（以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。）が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条 （分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置）

- 1 変更後規約第 64 条の規定は、旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。
- 2 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用されたもの（ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものを除きます。）にかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) ショッピング利用手数料の計算単位
柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算
 - (2) 利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間（旧規約第 27 条第 3 項に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第 4 条において同じ。）の末日までのショッピング利用手数料
旧規約第 27 条第 3 項に定めるところにより計算した金額
 - (3) 手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額
以下の計算式で定める金額（1 円未満切り捨て）
 - 移行時未請求残高×100 円あたりの移行期特別手数料額÷100
- 3 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割

払いであるもののうち、効力発生日より前に利用され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

(2) ショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（1円未満切り捨て）

$$\bullet \text{ ショッピング利用代金} \times 100 \text{ 円あたりの移行期特別手数料額} \div 100$$

- 4 本条および本附則第4条において、以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の末日における期限未到来のショッピング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ① 未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ② ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第27条第3項に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。
未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効力発生日以降直近の締切日の時点で未請求である回数

第4条 （分割払いの支払日と支払額に関する経過措置）

- 1 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合（ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。）には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第27条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数

に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第 69 条第 2 項の規定は、後段の場合に準用します。

- $\text{移行時未請求残高} \div \text{未請求残回数} + \text{移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額} \div \text{未請求残回数}$

- 2 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条 （リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定または旧規約第 27 条の 3 の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第 65 条第 2 項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条 （カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置）

- 1 旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第 90 条の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

（注）変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1 回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。

- 2 旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの（当該利用可能枠を 0 円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。）のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第 91 条第 1 項の規定に加えて、次のものとします。
 - (1) 残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。
 - (2) 残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済に変更すること。
 - (3) ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
 - (4) ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済に変更すること。）

第7条 （カードローンの利息計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定または旧規約第 33 条の 3 の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変

更した場合には、変更後規約第 97 条第 3 項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第8条 （残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第 6 条第 2 項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息（変更後規約第 100 条第 2 項に定める所定利息をいいます。以下本条および本附則第 9 条において同じ。）が含まれるものとします

- (1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額（以下本条および本附則第 9 条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。）、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金
- (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第9条 （ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

- 1 旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第 6 条第 2 項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。
 - (1) 平月には、本附則第 8 条の規定により算定された金額
 - (2) ボーナス月には、本附則第 8 条第 1 号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

第10条 （効力発生日より前のキャッシングサービス利用に関する経過措置）

キャッシングリボ事前登録サービスの登録を受けている旧会員が、効力発生日より前

に返済方式で1回払いを指定した場合には、当該キャッシングサービス利用に係る売上票を当行が受領し当行システムに売上登録をした日に応じ、以下のとおり取り扱うものとします。

売上登録日が 効力発生日より前	変更前のキャッシングリボ事前登録サービスに係る規定に定めるところに従い、キャッシングサービスのうちリボルビング払いを指定したものとみなします。
売上登録日が 効力発生日以降	利用時に指定した返済方式が1回払いであるキャッシングサービスを適用します。